平成２３年（フ）第６３号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目13番12―201号　丸安ハウジング
債務者　瑞慶覧優貴
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７１号
沖縄県中頭郡読谷村字渡具知554番地１　２Ｆ
債務者　板良敷すが子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７７号
沖縄県うるま市勝連平敷屋4210番地６　徳山アパート203
債務者　徳永　幸也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３０３号
北海道帯広市西７条北２丁目20番地１　呉ハイツＥ号
債務者　山本　聖三
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道帯広市西23条南１丁目81番地　レオパレス光貴203号
債務者　佐藤　清隆
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
北海道中川郡幕別町札内桜町50番地の３
債務者　菊地　涼子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
北海道帯広市西15条南11丁目１番地45
債務者　千葉　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
北海道河西郡芽室町西４条４丁目１番地１　公住ハ―116
債務者　伊藤さなえ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
北海道河東郡音更町宝来西町南１丁目３番地17　リバーサイドハウスⅢ201号
債務者　鷲北智恵子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
北海道帯広市西６条南４丁目11番地６　藤沢ハイツ３号
債務者　遠藤　高広
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木436番地
債務者　赤石富士子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
静岡県浜松市中区幸１丁目12番28号
債務者　新久保智恵
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
静岡県浜松市南区鶴見町308番地、前住所静岡県袋井市諸井946番地の１　マンション藤田212号室
債務者　垣本　眞弓
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
静岡県浜松市東区恒武町348番地の２　ヴィラージュ202号室、前住所静岡県浜松市天竜区横川1880番地の２
債務者　栗田　紀幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
静岡県浜松市南区三島町800番地
債務者　中出　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係